

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和2年9月28日

支出負担行為担当官

秋田地方法務局長 加川 義徳

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名 各種カメラ等納入及び設置作業一式
- (2) 契約内容等 契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限 仕様書のとおり
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、見積書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 契約の相手方として不適当でない者又は契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(ハ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(ニ) (ア)から(ハ)に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒010-0951

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

秋田地方法務局会計課主計係(担当 村上)

電話番号 018-862-1436

FAX番号 018-888-1387

4 説明書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年9月28日(月)から同年10月8日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 配布場所 上記3のとおり

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」

ウ 定価ベースによる総額を記載した価格証明書

エ 機能等証明書

- (2) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。
- (3) 提出期限 令和2年10月9日（金）午後5時15分まで（必着）
- (4) 提出場所 上記3のとおり

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。
- (2) 提出期限 令和2年10月22日（木）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出場所 上記3のとおり

7 見積合わせの日時

令和2年10月23日（金）午前10時

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金の納付

免除

11 その他

- (1) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の相手方は契約書の作成を要する。
- (3) 参加を希望する者は、上記5に示す資格審査結果通知書等を指定期日までに提出すること。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (5) 詳細は秋田地方法務局オープンカウンター方式実施要領及び見積依頼説明書による。

以上